

議長定例記者会見 会見録

日時：平成 21 年 6 月 1 日 11 時～

場所：全員協議会室

1 発表事項

- ・ 議員提出条例に係る検証検討会における三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例の検証について

（議長）おはようございます。私にとりましては、初めての定例記者会見でございまして、まだ初心者マークを付けたような感じで、若葉マークが付いておりまして、あまり難しい質問とか、悩むようなご質問はないように一つよろしくお願いを申し上げたいと思います。

また、この議長記者会見というのは、議会のいろいろな情報、または議長自身の思いというものを、県民の皆さま方にお伝えをする大変重要な機会だと思っておりますので、あわせて皆様方からのご質疑等にも耐え得るという意味では、議長の資質も常に問われていくそのような場になるのではないかと考えておりまして、皆様方のご理解とご協力もあわせてお願いを申し上げたいと思います。

また、先の代表者会議で、本会議でもネクタイの着用は自由ということが決まりましたので、今日はノーネクタイで臨ませていただいておりますので、その点もあわせてご理解をいただきたいと思います。

最初に新型インフルエンザにつきまして申し上げたいと思います。メキシコで流行し、他国への感染が広がっております新型インフルエンザにつきまして、議会といたしましても、去る 5 月 8 日に防災農水商工常任委員会及び健康福祉病院常任委員会の合同審査会を開催をいたしました。県としての対応状況を確認するとともに、新型インフルエンザ対策に係る補正予算を可決いたしました。さらに、29日には、発熱外来の拡充・追加に伴う費用を盛り込んだ追加補正予算を可決したところでございます。

国内では、5月16日に神戸市で初めて感染が確認されて以降、兵庫、大阪で感染が拡大、東京、神奈川、埼玉の首都圏での感染確認、隣県におきましても20日に滋賀、21日に京都、27日には和歌山で感染が確認されております。

こうした状況のなかで、5月22日、国が「基本的対処方針」の見直しを行ったことを踏まえまして、本県におきましてもいつ起きてもおかしくない県内発生に備え、「県内発生時における主な当面の運用方針」を発表したところでござ

ざいます。私といたしましても、国・県等において正確な情報を提供し、それに基づいて、県民の皆様が冷静に対応されることが必要だとそのように考えているところでございます。また、緊急の必要が生じたものにつきましては、議会といたしまして適切な対応をとってまいりたいと考えているところでございます。今月4日には新型インフルエンザに対する県の対応状況を確認するため、全員協議会を開催する予定をしております。その点もご理解をいただきたいと思っております。

また、雇用・経済対策につきましては、県内の雇用情勢、経済情勢、一層厳しさを増しております。先月29日に厚生労働省が公表いたしました三重県の有効求人倍率、0.41でございまして、前月の0.44から0.03ポイント下がったと報じられているところでございます。昨年の12月には0.89と言われておりましたのが、年を越えますと0.69、それが0.44とあっという間に下がってきまして今や0.41、しかも全国の平均を下回ったという非常に厳しい状況でございまして。

議会といたしましても、このような景気の悪化、雇用情勢の厳しさを増す中で、「地域経済活性化対策調査特別委員会」、これは新エネルギー等も含めて、これからの成長分野をしっかりと調査をしてやっていこうとそういう委員会、及び「地域雇用対策調査特別委員会」、この問題も特に象徴的に出てきます外国人労働者等の問題も含めてしっかりと対応を検討していこうというこの両委員会を設置いたしまして、本日午前10時から両委員会が開催をされているところでございまして、しっかりとした議論をさせていただき、より実効性の高い取り組みの提案、政策に結びつけていきたいとそのように思っているところでございます。

議長マニフェストにつきましては、いろいろ報道もしていただいております。ありがとうございます。今年から議長の任期が2年となりました。やはり2年ということになりますと、この2年間で議長としていったい何を成すのか、何を目指そうとしているのか、そういうことをあらかじめ県民の皆様方に明らかにしていく、こういうことが求められているのではないかと考えておりました。さらなる議会の改革、また議会の権能の強化、また議会が持ちます可能性への挑戦、こういうものを思い描きまして作らせていただいたとこういうことでございます。これにつきましては、代表者会議で一度ご説明をさせていただき、また今後議会改革推進会議の方でご議論をいただくということになっておりました。必要があれば私自身もその都度説明または補足等をさせていただきたい、このように思っているところでございます。

発表事項に移らせていただきたいと思います。議員提出条例に係る検証検討会における三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例の検証に

ついてでございますが、副議長が副座長として、西塚さんが座長としてご検討、おまとめをいただいたことございまして、議員提出条例に係る検証検討会において、本年1月以降検証しておりました「三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例」について、このたび条例の改正案がまとまりました。

主な改正案につきましては、1点目は補助金等を暴力団等に交付することのないよう、各補助金等の交付の目的、趣旨等を勘案しつつ、必要な措置を講ずることを、県の取り組みとして規定をしたことであります。2点目は県民への情報提供を充実させるとの観点から、予算に関する補助金等に係る資料を、ホームページ等で公表するというにいたしました。3点目、交付決定実績調書につきましては、議会への報告はこれまでの1件当たり7,000万円以上から5億円以上に引き上げるとともに、これまでの年4回から年2回に、定例会が年2回になりましたので年2回に改めることにしたということでございます。

以上まずお話をさせていただいて、あとまた皆様方からのいろいろご質問等もあればお受けさせていただきたいと考えています。

2 質疑応答

(質問) まず最初に発表事項についてご質問させていただきます。この補助金の条例の改正案は、いつ出されるご予定なのでしょうか。

(議長) 副座長がおられますので、副座長の方から丁寧にご答弁させていただきます。

(副議長) この改正案は6月4日に上程するというので、上程してそれから採決の方が決定するということです。

(質問) この検証検討会では、条例の見直しは2つ目だと思いますが、今後はどの条例を検討していくことになるのですか。

(議長) これは基本的に議会全体の議論とか、検証検討会での議論にお任せをすることになるのですが、私自身の個人的な考え方としては、例の基本計画を議決の対象としていますが、これについて今5年超の非常に長期の基本計画が議決の対象となっておりますが、もう少し短い期間で例えば4年超とか3年超の基本計画も議決の対象にする、そのように変えていただくようなご議論がいただければと思っております。

(質問) 暴力団の排除規定は全国的にも珍しいのですか。

(副議長) 7県程度です。細かい数字はちょっと。珍しいことは珍しいのですが、条例で入れるということに関しては件数が少ないということで、それを敢えて条例に入れようというのが、今の議会での、検討会での試みでございます。ただ、そうは言いましても条例に入れることによってそれが全て制約されるとなると、どこまで抑制するか、禁止するかということが非常に決めにくいという課題もありますので、条例に関してはある程度ばくっという形の中で決めておいてから、規程でその辺のところを今後の検討課題としてやっという、ただ規程の方は決め方も非常にどこまで範囲を拘束するかということが決めにくいものですから、これまでの入札関係のやり方に従って決めていこうというような形、採決する日程がまだ不備なのはその辺のところの日程を調整しながらやっという、条例に関してはばくっと取り締まりに関して講じなさいよという項目の中で決めておいてから、中身を時間をかけて整備しようというような方向ですので、よろしくご理解いただきたいと思っております。

(質問) 実際問題どのあたりまで切り込むのですか。規程で細かくはともかくとして、実際問題四日市の建設業者等でも、会社名も役員構成も変えないまま、実はすでに暴力団系の企業になっている会社は何社かあります。それでも一応公共事業等は通っていった部分があるので、その辺りまで結構踏み込んでやられるのですか。

(副議長) その検討に関してはまだ審査中と、執行部の方と調整中なのですが、まず検討しているのは直接県が交付をする団体において、そういう暴力団関係者というのがわかれば、それで交付後でも戻すと、返還させるというような規定で検討している状況です。ただ、間接的に二次のがありますね、県から市へ送って、市からいくとか孫受けのような形ですね、この場合は難しいだろうなという検討で、市の方にそういう情報があった場合は調べなさい、結果がわかればそれも検討課題としてどうなのかなということなのですが、この辺の状況が孫受けのところは明確にならない状況がありますので、非常に判断が難しいということは今検討しているところです。

(質問) リサイクルは直接関係ないのですか。推進条例も、条例等を見直しの中には交付金の関係がないので。

(議長) 関係ないですね。

(質問) 議長マニフェストについてですが、代表者会議では反対のような意見も結構さまざまな意見が出ましたけれども、今後議会改革推進会議で取り扱いを考えていくということなのですが、改めて議長ご自身の改革に向けた方向性なり、進め方についてお考えをお聞かせください。

(議長) 代表者会議で別に反対の意見が出たという認識はもっておりません。22日に初めて代表者会議で提示をしたということで、まだご理解が進んでいない会派、また相当読み込んでいただいているところ、いろいろありまして、多少スピード感が少し違うのかなという、そんな感じがしております。個々、一つ一つの具体的な私からの提案につきましては、あくまでも議会の権能とか議会の可能性について書かせていただいていることで、政策的な違いとか政治的な思惑だとか、そういうことでの話にはならないと思っておりますから、しっかりご議論いただければ一定のご理解はいただけるのだらうと思っております。

今回なぜマニフェストを作ったかといいますと、2年の議長という重み、これはやはり今までの一年とは相当違うのではないかなと思っております。当然今までの議長選挙等を見ておりましても、やはり期数だとか年齢だとかいろいろな世俗的な要素が論じられておりました。これはこれで人間社会ですから非常に大切なものなのですが、やはりそれだけではないでしょうと、それにプラスアルファ、やはりこれから2年間議長として何をしていくかも問われていく、そういう議長選挙にならなければならないのではないかなと、そんな思いもしております。作らせていただきご提示をさせていただいたところです。

本来ですと、議長選挙の前にマスコミの皆様方も含めて、全議員にマニフェストの私案というものをお配りをさせていただいて、それをたたき台に選挙をしていただいて、マニフェストの中身等も含めてこれは議長として適任であるかというご判断をいただくというのが、本来マニフェスト選挙という意味では、本来あるべき姿だろうと思っておりますけれども、所信表明演説会の5分という限られた時間の中で、意を尽くして説明ができると思えなかったものですから、あえてそこではさわりといいますか、骨格の部分だけお話をさせていただき、あと改めて時間をかけて皆様方にご説明をさせていただくという手法を取らせていただいたとこういうことでございます。将来的にこういう議長マニフェスト選挙というものが定着をするということであれば、所信表明演説会の形だとか、議長選挙の在り方の形、こういうものも併せて議論をしていかなければいけないのではないかなと思っております。

(質問) マニフェストとは別に、次期県議選に向けて、議員定数とか選挙区に

ついでに見直しを図るということなのですから、現行の定数などについて、議長の現在のお考えはどう見ていらっしゃるのか。

(議長)今の51名の議論を決める前の特別委員会も私、参加をさせていただいておりましたし、相当議論をつめてきていることだと思います。前回の特別委員会の最後に附帯決議で市町村合併等の影響を踏まえたうえで、次の時に見直すという附帯決議をしていますから、附帯決議というのは県民の皆様方に対する議会としてのお約束ですので、これは何らかの形で議論の場を設ける必要があるだろうと思っておりまして、私自身のマニフェストの一番最後のところにも少し書かせていただきました。これを特別委員会でやるのか、議会改革推進会議の中のプロジェクトチームでやるのか、やり方につきましては議会の皆様方と相談をさせていただいて、決めさせていただきたいと思っておりますが、いずれにしても何らかの形の議論の場は設けなければいけないと思っております。前回の4名減らして51にした段階で、相当三重県議会の定数だとか選挙区というのはよく精査されて議論された結果だと思っております。少なればよいという議論は当然成り立たないというわけで、県民の皆様方の思いとかお考え、ご要望がしっかりと県政に反映できるにはどういう人数がいいのか、また単に一票の格差は基本ですが、一票の格差の問題を基本に踏まえつつもあまりにも広い面積の中から、1人選ばれてくるとか、そういうこともいかなものかというところもありまして、その辺りのところもご議論をいただいて年内くらいには結論を得る、そのような形にさせていただきたいと思っております。ですから私の方から、減らした方がいいとか、選挙区を統廃合したほうがいいのか、そういうふうな予見を与えるようなことは申し上げるつもりは毛頭ありませんので、あくまでも平場で、前提なしで特別委員会なりプロジェクトチームでご議論いただいて一定の結論を出していただければと思っております。

(質問)代表者会議で、パッケージではなくて、1つ1つできる時にやればいいのかという議論、そういう意見がありました。議長としてはやはりパッケージでやりたいということに変わりはないですか。それとも議論によっては個々にやってもいいと。

(議長)そういうお考えはお考えで非常に大事だと思いますけれども、基本的にパッケージというよりは、議会の基本計画を作ってください、2年間の中でどれをいつ頃やるのだということをお位置付けていただくということが必要だろうと思っております。基本計画を作ることによって、議会予算等に来年度はこういうことをするので基本的にはこれくらいの予算がほしいということで、

議会側から執行部の方に要求もできるということです。某新聞に財源のこと、全然予算の裏付けもないのというような記事が少し出ておりましたが、元々議会には予算の編成権も執行権もありません。そういう予算の裏付けを取る、予算を要求できるようなしくみを作りたいというのが今回のマニフェストの一つの柱でございますから、ご理解をいただきたいと思います。

(質問)今ちょっとお話がありましたけれども、マニフェストの中でも一番難しいと思われるのは、県の人事なり予算に関わる部分について触れていることだと思います。その部分について、実際やるとなった場合にどのように県側と折衝して予算権なり人事権を獲得していくのか、どのようにお考えですか。

(議長)形のうえでは、人事権は議会側にある形になっていますが、知事部局との交流人事の中で、事実上有名無実化しているというのはご承知のとおりです。今回のマニフェストの中でも人事に関しましては政治任用制度、議長が必要とする事柄とか、議会の重要なテーマに関して、外部の人を一定期間議会事務局の職員として採用できるような、これは議会基本条例の25条の2項にも出ておりますので、条例をそのまま適用すればいいと思っておりまして、あくまでも公共政策大学院等とのインターンシップ制の問題もそうなのですが、職員定数の外にそういう人を配置して、やっていこうと思っています。職員定数の中に入れてしまいますと、議会事務局の職員が削減の対象にまたなってきますから、職員定数の外において、何とかそういうことが実現できないかなと、それから議会予算につきましては先ほど申し上げましたように、基本計画を作ったそれに基づく予算というものをきちんと要求をすればいいので、あとは要求したうえで、財政当局総務部等の交渉に何らか私自身も関与ができればこう思っております。事務局任せというのが今までの議会側の少し反省点ではないかと思っていますから、そういうものには積極的に発言をしていきたいと思っております。

(質問)議長のイメージとしては、予算折衝の場に議長が立ち会うという形をイメージされているのですか。

(議長)なかなかこちらがいろいろ言っても、総務部の方がそう簡単にそういうところに口を出すのを認めるとは思いませんけれども、少なくとも議会事務局と執行部の総務部財政当局との交渉過程の報告くらいは節目節目で私の方にさせていただいて、私の方からもまた改めてこうしてほしいという要望が出せるような、そういう環境を作りたいと思います。

(質問) そうすると、立ち会うというところまでは、今のところ考えていらっ
しゃらない。

(議長) そこまではなかなか行かないであろうと。今後私自身がハチマキを巻
いて、植田さんとやり合うということになれば、絶対勝利するのは間違いない
のですが、なかなかそうはいかないだろうと思っています。

(質問) 人事ですけれども、例えば今現在でも四日市大の竹下さんなんかもお
っしゃっているのですが、例えば新規の議員等の研修等を議会事務局がやって
いるじゃないですか。これを本来議運委主催でやるべきだというお話がありま
すが、そういうことも含めてのイメージというのはあるのですか。

(議長) 議員研修というのは全議の方でも大きなテーマになるようでして、全
議の中でもそういう研修の場を設けたらどうかというようなお話も出ておりま
すから、一番いいのは全国議長会だとか、そういうところで新人議員の研修を
行うというのは一番いいでしょうし、そこに至らなくても例えば東海だとか中
部の各議会で協力して、いろいろそういう場を設けるということも必要であろ
うと思っています。ただ、議員の研修というのはどこまで議員の資質として基
本的な知識が必要なのかということもありまして、先だって議員力検定の本
も買ってきましたけれども、あれを読んだからいい議員になれるとはなかなか
思えなくて、あまり言うと山梨学院大学の江藤先生に叱られるかもわかりませ
んが、やはり議員の資質というのは知識も一定必要かもわかりませんが、も
っと違う県民と同じ目線だとか、県民と同じ立場で物事が考えられる、発想
できるとか、そういうところのほうがより大事なのではないかなとそんな感じ
がしています。

(質問) 全議とか東海とかそういう形で広域的なものの連携なのですけれども、
採用も東海地区で三県議会なり四県が採用して割り振るとか、そういう感じを
用意していかれるということですか。

(議長) それは前からそういう議論がありましてね。プロパー職員をどうやっ
て採用するのだという議論のときに、一議会だけで採用しているととても人事
の問題だとか将来のことを考えると難しいのではないか。だから全国議長会な
り、少なくとも中部ブロックくらいで共通で採用してやればいいのか
という議論は一方にあるのは事実なのですが、なかなか煮えてきてないのも現

実で、全議の中でもそういうことの要望はしっかりやっていきたいと思っています。

（質問）ということは、三谷議長体制下では、そのところをある程度進めたいということですか。

（議長）そこまでは考えていません。僕のマニフェストというのは、あくまでも外部の人に一定期間職員として入っていただいて、その人の能力というのを問題解決また分析に活かしていければという思いと、それから、公共政策大学院なり、またシンクタンクの非常勤の研究生の方にお越しいたきて、そういう人たちの新しい感性なり新鮮な感覚というものを議会活動の中に反映ができればと。また、同時にそういう人たちが議会の現場、自治体議会の意思決定の現場等を勉強していただくということにつながれば、双方が一定の成果品をもらえるのではないかと、そういう思いで書いております。

（質問）その院生の方々の活用というのは、前からおっしゃっている議員秘書の代わりに使われる部分もあるのでしょうか。

（議長）いいえ、違います。前に「二元代表性における議会の在り方」検討会の最終報告で、秘書の登用を書いて、こっぴどくご批判を受けたのはまだ覚えておりますけれども、持論からいきますと、これだけ県議会議員も忙しくなると、しかも政策形成能力も求められるとなれば、個々の議員にそういう政策秘書的なものをつけるというのは一定の理想論でしょうけれども、もちろん、経費の問題等も出てまいります。ですから、議会事務局にそういう方々にお越しいたきて、議会として例えば検討会なりプロジェクトなり、そういうものを立ち上げて、いろいろご活動いただく中、また会派でいろいろなことを研究、また政策形成等をされる場合にそういう方々の力を借りられればと、そういうくらいのことを今考えております。

（質問）職員定数外の形なのですからけれども、当然、契約とかそういう形になると思いますが、規模的にはどれくらいの人数ですか。

（議長）そんなにまだ当初は多くはできないと思っています。例えば、法科大学院とか公共政策大学院等の学生さんもなかなか忙しいようで、長期に大量の方が来ていただけるとはとても思えませんから、個々に当たらせていただいて、半年、1年間くらいに最初は2、3人くらいの規模でスタートできればと思って

おります。

(質問) 予算に関連しますけれども、これは職員定数外にしても、社会保険料とか採用と違うからそういったものは要らないと思いますが、ただし、その分の報酬的なものというはある程度発生してきますよね。その予算とかいうのは、現在の議会予算の中でやりくりして圧縮していくのか、それとも別枠である程度当局側に要求していくのか。

(議長) 必要なものは必要として要求していきます。

(質問) 要求するのですね。

(議長) はい。

(質問) 関連して政務調査費の精査とかいうのはあるのですか。

(議長) 今、一所懸命やらせていただいております、1円以上ということになりましたので、事務量も相当、膨大なものになっております、何とか6月30日が目途ですので、それまでにきちんとご報告できるようにさせていただきますと思っています。

(質問) それは、政務調査費もある程度精査して、無駄があるかどうかも含めて検討して、それがあつ場合はある程度圧縮して、なおかつそういうことをちゃんとやっているから、人件費等でもし発生するものがあれば、それは正當に要求するということですね。

(議長) そういうことではなしに、制度的に必要なものはきちんとそれだけ要求していくと。政務調査費は政務調査費で、今1円以上にして透明度も高めて、それできちんと県民の皆様方にご説明できるような形にしようということでも今やっておりますので、これはこれで精力的に期限までに終わりたいと思っています。

(質問) 資金の話なのですけれども、必要なものは必要なものとして要求していくということですが、要求はしても実際に予算を付けるか付けないかという権限は県当局側にあつて、県当局がこれはだめだつて言われたら、これはできないということになってしまうと思うのですけれども、その場合はどうされる

わけですか。

(議長) 議決権は議会にあります。例えば22年度の予算案を議会予算も含めて要望をこちらがさせていただいて、それに全くかなわないような予算案が議会の方に示された場合、当然議論をして納得できなければ、修正をするなり、また否決をするなり、いろいろな選択肢というのが当然議会の権能として持っておりますので、実際そこまでやるかは別として、それくらいの意気込みで執行部とは話をさせていただきたいと思います。

(質問) マニフェストに書き込まれていた編集アドバイザー的なものと政策アドバイザー的なものというのは、場合によっては1人の方で、人数はともかく、同じ方でいける場合もあるじゃないですか。割る必要はないようになりませんか。

(議長) 基本的に役割は相当違います。編集アドバイザーというのはどういうものをイメージしているかということ、プロの情報伝達のコンサルタントというイメージなのです。今、ホームページだとか議会新聞だとか議会だよりだとか、いろいろなものを議会の方から発信をさせてもらっていますが、一般の県民の皆さん方から見たときに、それが本当に分かりやすいものなのか、うちの家内でもそんなものなかなか分からないと叱られるわけですが、あなたがえらそうなことを言っているけれども、何を言っているのかよく分からないだろうと、そういう方々が、前もって前提の知識をいろいろなくても、素直にずっと頭の中に入れてくるような情報の伝達の仕方ができているのかどうかと、そのあたりの反省を踏まえて、今から議会事務局とも、広聴広報会議の座長いますけれども、しっかりと相談をさせていただいて、努力はさせていただきますが、それでもどうしてもなかなかすとんと落ちないということであれば、プロの情報伝達のコンサルタントの方に入らせていただいて、情報伝達そのもののあり方から含めて、言葉づかいも含めて、いろいろとご指導いただければとそういう思いです。ですから、政策のアドバイザー、先ほど言いましたシンクタンクの非常勤研究生だとか、公共政策大学院の院生さんとは、少し趣が違うのではないのかなと思います。

(質問) 例えば、マスコミュニケーション科というのが大学で2~3日本でありますね。その中で、例えばその教授だとかそういった学識者の方が、情報伝達のプロでもあり、政策についても語られるという場合がありますが、その方の採用の場合は、一本でいい場合もありますね。

(議長) そういうきちんとできる方であれば、その方でもいいと思われま。ただ今、どういう方ということ在具体名も全然挙げていませんので、これからの議論で一番適切な必要な人をお願いをするということだろうと思います。

(質問) 別件なのですけれども、マニフェストの中で、この前の代表者会議の中で、議長ご自身がマニフェストという言葉が適切でないのであるならば、議長改革試案でもよいというようなことをおっしゃっていたと思うのですけれども、マニフェストという名前は特にこだわりはないですか。

(議長) はい。公開のマニフェストというのは、財源と期限と数値目標の3点が揃っていて、例えば政党のパーティーマニフェストですとか、各首長さんのマニフェストとかが一般的なのですが、これはやはり予算の編成権、執行権を持っているということが前提で、権力を握ることが前提でのマニフェストですから、そういう意味でのマニフェストという言葉のカテゴリーでいけば、今回私が出させていただいた議長マニフェストのカテゴリーから少しずれていると思っていまして、もっと適切な言葉があるということなら、その言葉に変えていただいて結構ですし、そういうことも含めてマニフェストという概念の中で捉えますよというご理解が得られるなら、マニフェストという言葉そのまま使わせていただいてもいいと思っています。

(質問) 今回そのマニフェストというふうになつたことで、若干誤解があったのかなという気がするのですけれども、なぜマニフェストと言うのですか。

(議長) 単に議長になって、これから2年間こういうことをやりますという議長公約にすることによって、それは単に議員の皆さん方との約束というところから少しずつ踏み込んで、県民の皆様方との契約なりお約束ということにまで持っていきたかったという、自分自身の思いがあるわけ。今まで議長選挙というのは、いい意味でも悪い意味でも議会の中の議論だけで、議員だけで決めていた、それはそうなのですけれども、そこからもう一歩、議長自身の思いとか考えというのが県民の皆様方まで伝わればという、そういう期待感、それでマニフェストという言葉を使わせてもらったと。

(質問) これはマニフェストを踏み台にして、議会基本計画を作るということなのですか。

(議長)そういうことです。

(質問)その基本計画は、いついつまでに策定するとか、県民に示すとか、そのあたりのスケジュールのお考えはどうか。

(議長)もう既に議会改革推進会議の方にご議論を委ねていますので、そちらの方でお決めになる話だとは思いますが、できるだけ早い時期に、基本計画だけは作っていただきたいと思えます。その上で、個々、例えば第三次戦略計画に向けての検討会の設置だとか、いくつか私も提案させていただいておりますので、そういうものが具体的に動くときには、個々またご議論いただいて、こういう今私が申し上げているようなことでいいのかどうか、また、その目的を達成するために、こういう形が本当に最適なのかどうかも含めて、その時点時点でご議論いただいて、決めていけばいいと思っています。やはり全体計画、2年間の全体計画というのは、やはり何とか早い時期に決めていただければなど。全員参加型で作っていただくことによって、今、単なる議長マニフェストが議会のマニフェストという形になるだろうと期待をしているところです。

(質問)それで、できるだけ早い時期というのは、どれくらいですか。

(議長)本当は、6月の末までと思っていたのですが、少し議論が長引いておりますので、この夏休みくらいまでに作っていただければなど、少なくとも9月の議会が始まる頃には、一定のお示しができるような形になるかと思っています。

(質問)話がちょっと戻りますが、パッケージ論なのですけれども、個々に議長マニフェストは個人のものとしていいと思うのですけれども、個々に提示して議会で合意の出来たものから、今後の議会の取り組みとしてそれをマニフェストというかどうかは別として、そういうふうなまとめ方というのは出来ないのですか。多分普通の首長のマニフェストと違って、議会は合議制ですから、例えば議会としてまとまって、執行部なり国の制度の変更を求めていくとか、そういう場合もあると思うのですけれども。例えば合議出来た時点で、そこで出来るものというのがあると思うのです。それは取り組みというよりも、何かもうそこで終わってしまうというか、そこで達成できてしまうことであって、そういう整理、個々にこうやっていくという考え方なのではないでしょうか。

(議長)2年間の基本計画をできれば作っていただいて、その中で、例えば、

第三次戦略計画の検討会を設置するかどうかの議論はこの辺りから始めますよと。もう必要がないということが決定すれば、それは消えてしまうわけで。ただそういうふうなタイムスケジュールを作っていたら、特に本年度はもう既に6月になっていますから、9月からスタートしても残り後半戦だけですので、22年度に向けての計画というのを置いていっていただくと、22年度予算に対する要求というのが出来ますから、そういう意味でもこの夏くらいには一定の結論を得てもらわないと、来年度予算の要求というのが出来なくなってくるということになります。僕はこれは議会にとっては損失だと思いますから、ぜひご理解いただいて実現したいなと思います。

(質問)それを議長の個人の思いとして、パッケージじゃなしに個々にこういうもの、こういうものと挙げていくということは出来ないですか。

(議長)もう既にこういうことはやりたいよということは書かせていただいているわけですから、それを2年間の中でこのことの検討はいつ頃から始めて、いつまでに結論を得ますよというくらいのタイムスケジュールを作っていたらいいと思います。特に早くやらなければいけない、先ほどご質問が出ました定数の問題だとか、こういうものは早く設置して、少なくとも年内には結論を得なければいけない話でしょうし、第三次戦略計画に対する二次戦略の総括議論だって今年やらないと、来年では間に合わないわけですから、そういうことは当然時間的制約があるわけですので、そういうところはきちんと押さえてやっていかなければいけないのではないかなと思います。

(質問)県立病院の改革についてですが、先月下旬の一志病院と志摩病院の住民説明会でもかなり反対意見が多く出たということなのですから、今後議会として、この改革案に対してどのような姿勢で臨んでいくのか、また県にこういう対応を求めたいというお考えがあればお願いします。

(議長)既に公聴会もさせていただいて、賛成、反対、中立の方々のそれぞれのご意見もいただいて、議会として今後健康福祉病院常任委員会等を中心に議論を深めていくという形になっております。先立って県が実施したパブコメのアンケートの結果も出たようですが、まだ詳細についての説明もこれからなのでしょうけれども、937ですか、このうち賛成は9であとは反対だということです。これはある意味では当然と言えば当然なのですね。県民の方々からすれば、病院の経営形態、県が直営であるのか、それとも独立行政法人でやるのか、それとも指定管理者でやるのか、また民間でやるのかこういうことは直接

関係ないわけです。県民にとりましては、その地域が必要とする医療サービスが継続的かつ安定的に県民の方々に提供されれば、それで済む話なんです。しかし、県が出しております方針案の中をいくら見ましても、また現在県が行っています説明を聴きましても、きちんとこれから必要とする医療サービスが継続的に提供されるという保証の部分が語られてないわけです。その保証の部分が見えない限りは県民の皆さん方は県立と、県立病院という言葉に保証を求めるとするのは当然のことですから、アンケートの結果、また各住民説明会でも圧倒的に反対論が噴出してくるというのは当然理解のできる話です。そういう意味で執行部としては、その保証の部分、きちんとこれからも継続して必要な医療サービスを提供しますよというその保証を具体的に、しかも丁寧に議会及び県民の皆さん方に説明をしていくということが必要でしょうし、議会としてもそういう県の説明をお伺いしながら、慎重に判断をしていくということが求められていると思います。

（質問）住民説明会に、知事が出席されなかったようですが、それについてはどう思われますか。

（議長）知事が出て直接県民に語りかけるなり、県民に説明するというのが筋論でいけばそうなるかもわかりませんが、やはり行政の仕組みからして知事が出てそこで発言をするということは、それはもう最終の判断なり、最後の言葉になりますから、まだ前段の作業をやっている段階ですので、敢えて知事が出席しなければいけないということにはならないと思います。

（質問）今後しかるべき時に、最終的なところで知事が住民に説明されるべきだとは思いませんか。

（議長）最後に本当に県民の皆さん方に県立病院の在り方についてご理解を求める最終の場面では、知事自身が語りかけるということは必要であると思います。

（質問）説明会でそれをガス抜きにされるのはたまらないという意見も出ていたのですが、やはりもっと説明会を今後も必要に応じてやっていくべきだというお考えですか。

（議長）ですから先ほど申し上げましたように、もっとより具体的な内容のあるものをきちんと丁寧に説明するということができれば、県民の皆さん方は何

回やったところでご納得はされないでしょうし、ましてや命、健康に関わる話ですから、そんなガス抜き程度の話で収まっていくようなものでは当然ないと思います。

（質問）尾鷲市議選ですけれども、直接県議会と関係ないとは言いながら、地方議会の中で三重県においては、県議長というのは一つ地方議員の名目的には長である部分があるのでお聞きしますが、今回の選挙結果等を踏まえて、それと尾鷲市長が取られた措置を含めて、同じ議会人として何かご感想があれば。

（議長）尾鷲は尾鷲なりのいろいろ事情があるというふうにお伺いをしておりまして、今までの市長と議会との間の不信感といいますか、相当それが積み上がったものがあって、こういう結果になってきたのだらうと思います。ただ、直接の原因は市長の不祥事といいますか、法律違反の問題があって、それで議会を解散して真意を問うというのはやはりおかしいのではないかなと、もし市長が自分自身が正しいと思われるのなら、役職を辞して市長選に再度臨まれるというのが一番分かりやすい形だらうと思っておりますが、今回市議会を解散されて、昨日結果が出ましたけれども、出来るだけ早い時期に市長選も実施していただいて、今の尾鷲市の混乱というものを早く終息させていただきたいなとこう思っています。副議長も直接なので。

（副議長）直接関係があると言えばありますので、一言言わせていただきますけれども、市民の間では市長の考え方とかいうものについてはある程度理解するところはあるのですけれども、そのやり方ですよ。人事権の行使の問題だとか議会とのやり方が一部強行的だったというようなこともあったりとか、ただ議会も提案を否決している場合も多いものですから、市民的にはどちらの立場にしても問題が多いなというようなことで、自分にはそういうふうにご話というのですか、評判を聞いていましたけれども、自分もそのようなところだなというような判断はしています。ただ今回先ほど議長が申しあげましたように、本当に議会を解散して賢明だったかという僕も賢明ではなかったというふうに思っています。やはり市民としましては、問責決議から不信任案を出した期間があまりにも短すぎたので、議会の責任というのもあるとは思いますが、でも、もう少し長い目で見てほしいかなという思いもありながら、やはり不信任案を出して14人という大多数の人が、議員が賛成したということに関しましては、これはそれなりの思いというものがあるのかなと思いますので、そういった意味で結果的に僕は市長が辞職するのが一番ベターだなと思いましたが、市議会議員の立候補者を見ますと新人も6人出たということで、それ

はそれなりの考え方、市民の選択肢というのが増えたということで、それはそれなりの評価があるなと自分なりには思っています。ただ、これからはもう間違いなく不信任案が出るのだらうなという思いがありますので、その辺を踏まえて尾鷲市の行政の混乱が終息して新たな方向の中で、市長と議会が両輪で是々非々の間で正常に運営されることを望むしか私にはありませんので、この程度の認識でしかありませんのでよろしくお願いします。

(質問) 関連ですが、副議長にお聞きします。執行部側にも議会にも問題ありという市民の感情があってという形ですが、だとすれば元職というか前職というかその方たち、立候補された14人は全員当選されて、新人6人のうち2人しか当選しなかったと、中には市長自らが働きかけて出られた方もいるみたいですがけれども、その結果についてはどう思われます。つまり、それは両方とも問題有りとは言いながら、市民の意見は期間が短すぎて反映しなかったのか、あるいはいわゆる選挙の元職なりの方が強いというそういう結果だというふうにお考えですか。

(副議長) あくまでも僕の判断ということでご理解ください。やはり1か月というのは新人に対して不利だったということは感じています。ただそれでも、次点、次々点の人達は肉薄していたという結果を見ましても、もう少し期間があれば別の結果が出たのかなというふうには認識します。あと、1人、不信任案を反対した議員が票が増えているのですね。200票あまり増えているということに関しては、相互の立場での見解というのはそれぞれあって、それぞれの思いというものが反映したなというふうには思っています。ですから今後不信任案が出されて市長選が開催されれば、その結果というのが自ずと市議会議員の選挙の結果も踏まえて、市民の流れというのは理解できるのかなというふうには僕は考えています。

(質問) 市長選になって、地元で要請が、出馬してくれというのがあったらどうされますか。

(副議長) 僕にですか。僕に出ろということですか。

(質問) もし要請があったらどうされますか。

(副議長) 正直言って今でもあるのですけれども、こういうふう副議長をさせていただいているうちは、出るということに関しては後援会の人にも否定し

ています。出ませんということで明言しています。

(質問) ということは出られないということですね。

(副議長) そうですね。今回というかこの7月なり8月の市長選挙には出ないということです。

(議長) 副議長の就任祝賀会に行ったら、決起大会に変わっていたということのないようにということは釘を刺してありますので。

(副議長) 議長からも釘を刺されていますので。これは後援会の人にも理解してもらっていますので。

(副議長) 先程の補助金の条例の上程日ということなのですが、議運に諮られて、上程日を決するということですので、ご理解ください。

(以 上) 11:54 終了